

- 本件は、情報通信行政・郵政行政審議会において、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案を公示し、意見募集を実施したため、命令等制定機関としての意見公募手続は実施していません。
- 情報通信行政・郵政行政審議会が実施した意見募集は、案件番号 145210012 のとおりです。
- 用語・規定の整理等の実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 18 号）第 1 条の表、第 2 条（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）第 5 条、第 17 条の 2 第 3 項、第 17 条の 3、別表第 1、別表第 1 の 2、別表第 9 の 2、別表第 9 の 4 の改正規定に限る。）第 3 条、同条の表（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令第 2 条及び第 4 条第 2 項の改正規定に限る。）及び第 4 条並びに電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 65 号）第 1 条（電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 14 条見出し、同条、同条第 1 号ロ、同条第 2 号、同号イ及びロ、第 40 条の 4 の 2 並びに様式第 38 の 2 の改正規定に限る。）、第 2 条（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の名称、同令第 5 条第 1 項第 2 号、第 3 号、同号ロ、同条第 4 号、同号ロ、同条第 6 号、同号ロ、第 7 条第 2 号、第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号、同条第 2 項、第 9 条、第 10 条、第 18 条見出し、同条、別表第 1、別表第 1 の 2、別表第 2 の 2、別表第 3、別表第 4、別表第 9 の 4 並びに別表第 10 の改正規定に限る。）、第 3 条（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 18 年総務省令第 33 号）附則第 4 項の改正規定に限る。）、第 4 条（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令附則（令和 2 年総務省令第 53 号）第 2 条の改正規定に限る。）並びに附則）を実施しました。
- 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 18 号）に係る「命令等の公布日」及び「結果の公示日」は 2023 年 3 月 23 日、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 65 号）に係る「命令等の公布日」及び「結果の公示日」は 2023 年 8 月 28 日です。
- 定められた命令等の数（省令）は、2023 年 3 月 23 日に定められた 1 件と 2023 年 8 月 28 日に定められた 1 件を合計したものです。
- 意見公募時に公示した電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年施行分）、案件番号 145210030 の意見公募時に公示した電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令及び案件番号 145210140 の意見公募時に公示した基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部

を改正する省令の一部を改正する省令は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令65号）により一括して決めました。